

入 札 説 明 書

件名 ワンチーム訓練！災害廃棄物対策広域連携事業委託業務

I	入札説明書	1 ページ
II	提出書類一覧表	5 ページ
III	入札参加資格確認申請書	6 ページ
IV	入札書・委任状	8 ページ
V	仕様書	13 ページ
VI	仕様書に関する質問書	16 ページ
VII	契約書（案）	17 ページ

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、条件付一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

(1) 業務名

ワンチーム訓練！災害廃棄物対策広域連携事業委託業務

(2) 業務内容

別紙「ワンチーム訓練！災害廃棄物対策広域連携事業委託業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

2 入札説明書及び仕様書の交付について

徳島県ホームページで無料で交付する。

3 担当課

所在地 〒770-8570 徳島市万代町1-1 徳島県庁11階

所属名 徳島県生活環境部 環境指導課施設整備担当

電話 088-621-2268

ファクシミリ 088-621-2846

電子メールアドレス kankyoushidouka@pref.tokushima.lg.jp

4 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

(1) 必要な資格

次の①～⑤のすべてに該当する者であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者
- ③ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
- ④ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
- ⑤ 令和4年4月1日以降に、国又は地方自治体から、災害廃棄物処理に関する訓練業務を受託し、履行した実績を有すること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

(2) 入札参加資格の確認申請

本件入札に参加しようとする者は、入札参加資格の確認を受けるため、提出期限までに次

の書類を担当課あて提出しなければならない。

① 提出書類

入札参加資格確認申請書 1 部

入札参加資格確認申請書に記載の書類 1 部

② 提出方法

メール、持参又は郵送（郵送の場合は郵便追跡サービスの利用が可能であること）

③ 提出期限

令和 7 年 7 月 1 8 日（金）午後 5 時（必着）

（3）入札参加資格の審査及び審査結果の通知

① 提出期限までに提出書類を提出しない者又は入札参加資格の審査の結果、入札参加資格が認められない者は、入札に参加することができない。

② 入札参加資格の審査に当たり提出された書類の返却はしない。

③ 県から提出書類等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

④ 入札参加資格の審査結果は、令和 7 年 7 月 2 5 日（金）までに通知する。

5 問合せ等について

問合せについては、担当課あてファクシミリ又は電子メールにより、令和 7 年 7 月 1 6 日（水）正午までに行うものとする。

「入札に関する質問書」を使用して問合せを行うこととし、問合せに対する回答は、徳島県ホームページに掲載する。

6 入札手続等

（1）入札及び開札執行の日時及び場所

① 日時

令和 7 年 8 月 1 日（金）午後 2 時

② 場所

徳島市万代町 1－1

徳島県庁 9 階 9 0 2 会議室

③ 入札書の提出方法

持参

（2）入札の方法

「ワンチーム訓練！災害廃棄物対策広域連携事業委託業務一式の総価」で行う。

（3）入札書の作成、提出等（「入札書記載例」参照）

① 入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

(ア) 入札書には、入札金額、委託業務名、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

(イ) 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

(ウ) 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(エ) 「委託業務名」は、業務名を明確に記載すること。

(オ) 「住所」及び「氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

a 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。

b 代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

② 入札参加者は、入札業務、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

また、代表者又はその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、入札書を持参する者は必ず提示すること。

③ 入札参加者は、その提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

（４）再入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再入札を行う。

再入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。

再入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再入札には参加させることができる。

（５）入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

① ４に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

② 記名のない入札

③ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

(ア) 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。

(イ) 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの。

(ウ) 「委託業務名」で業務名の記載のないもの又は記載を誤ったもの。

(エ) 「住所」及び「氏名」の記載を誤ったもの。

- ④ 同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑤ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑥ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(6) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。開札に立ち会う入札参加者がいない場合は、本件入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(7) 落札

有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち合わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

「3 担当課」に同じ

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については「Ⅱ 提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できないものとする。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあってはその旨了解の上入札すること。

Ⅱ 提出書類一覧表

1 入札参加資格確認申請時

- ① 入札参加資格確認申請書 1 部

2 入札書提出時

- ① 入札書 1 通

入札書を封筒に入れ「ワンチーム訓練！災害廃棄物対策広域連携事業委託業務」を記載すること。

- ② 委任状（代理人が入札する場合） 1 通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

3 再入札時

- ① 入札書及び封筒の予備 1 通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

入札参加資格確認申請書

令和7年7月9日公告の「ワンチーム訓練！災害廃棄物対策広域連携事業委託業務」に係る条件付き一般競争入札に参加したいので、下記書類を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、以下の事項及び提出した書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

1. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
2. 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者
3. 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
4. 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
5. 令和4年4月1日以降に、国又は地方自治体から災害廃棄物処理に関する訓練業務を受託し、履行した実績を有すること。
6. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

<添付書類>

- ・入札参加資格を証する書類（別紙）
- ・類似業務の受託実績を証する書類（契約書、仕様書の写し）

<担当>

担当者名	
電話番号	
電子メール	

別紙 入札参加資格を証する書類

1. 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱（昭和 56 年徳島県告示第 26 号）第 4 条第 1 項の規定による審査資格状況

業者コード	営業品目コード	業者コード	登録年月日

2. 類似業務の受託実績（最大 3 件まで）

No	契約日	発注自治体	業務名
1			
2			
3			

※上記記載の受託業務のうち、代表的な業務（本業務に最も類似と思われる業務）1 件については、受託を証する書類として、契約書や仕様書の写しを添付すること。

入 札 書

1. 入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

2. 入札保証金 免除

3. 入札業務 ワンチーム訓練！災害廃棄物対策広域連携事業委託業務

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により、入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所

氏 名

徳島県知事 殿

入 札 書

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
1. 入札金額		¥	1	2	3	4	5	6	7	0

2. 入札保証金 免除

3. 入札業務 ワンチーム訓練！災害廃棄物対策広域連携事業委託業務

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により、入札します。

令和7年8月1日

入札者 住 所 徳島市万代町1丁目1番地

氏 名 ○○○株式会社
代表取締役 徳島 太郎

徳島県知事 殿

入 札 書

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
1. 入札金額		¥	1	2	3	4	5	6	7	0

2. 入札保証金 免除

3. 入札業務 ワンチーム訓練！災害廃棄物対策広域連携事業委託業務

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により、入札します。

令和7年8月1日

入札者 住 所 徳島市万代町1丁目1番地

氏 名 ○○○株式会社
代表取締役 徳島 太郎

代理人 住 所 ○○市○○町○○丁目○○番地

氏 名 阿波 花子

徳島県知事 殿

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県知事 殿

委任者 住所

氏名

受任者 住所

氏名

私は、 を代理人とし徳島県が令和 年 月 日に執行する
ワンチーム訓練！災害廃棄物対策広域連携事業委託業務の入札に関する一切の権限を
委任します。

令和 年 月 日

委任状

徳島県知事 殿

委任者 住所

氏名

受任者 住所

氏名

私は、〇〇〇 〇〇〇を代理人とし徳島県が令和7年8月1日に執行する
ワンチーム訓練！災害廃棄物対策広域連携事業委託業務の入札に関する一切の権限を
委任します。

「ワンチーム訓練！災害廃棄物対策広域連携事業」委託業務仕様書

1 業務名

「ワンチーム訓練！災害廃棄物対策広域連携事業」委託業務

2 業務目的

南海トラフ巨大地震等大規模災害の発災後、短期間で膨大に発生する災害廃棄物に対し、被災自治体は仮置場の早期設置や廃棄物処理施設の確保等に早急に取り組む必要があるものの、被災自治体のみで対処することは不可能であり、早期復旧・復興のためには周辺市町村を始めや県、国、関係団体等との連携協力が不可欠となる。

このため、市町村、県、国、関係団体など多様な主体が一体となって、行政区域を跨いだ広域的な災害廃棄物対応処理に係る訓練を実施することにより、具体的な広域連携手順の検討等関係者の対応力を高めるとともに、連携意識の向上による県全体の災害廃棄物処理体制の強化を図る。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

4 業務内容

災害廃棄物仮置場について、市町村、ボランティア等関係団体が連携して設置・運営する訓練を企画・実施するため、次の業務を行う。なお、実施時期等については、下記のとおりである。

- ①実施時期 令和7年10月から12月までの間を予定
- ②参加者 県、市町村、ボランティア等関係団体
(40～50名程度の参加を想定)
- ③事業概要 参加者を対象に、仮置場設置・運営訓練(以下「実動訓練」という。)を行う。
また、訓練に先立ち、仮置場レイアウト等を検討・作成する演習を行う。

(1) 事前演習

- ①「仮置場レイアウト」や「住民用広報資料」について、災害廃棄物処理業務の実態に即しながら、参加者が検討・作成できるカリキュラムを構築すること。
- ②上記作業の進行にあたり、必要な知識を習得できる講習を実施すること。なお、講師は受託者が選定し、要した費用は受託者の負担とする。
- ③「仮置場レイアウト」の検討・作成では、廃棄物の設置区分のほか、人員や資機材の配置、役割分担、動線、受付手順、記録様式など、仮置場の設置運営に必要な実務的

な内容まで検討等できるものであること。

- ④「住民用広報資料」の検討・作成では、受入不可物や開設時間など、住民周知にあたり実務的な内容が検討できるものであること。
- ⑤演習が円滑かつ効果的に進行するよう、参加者をグループ分けするとともに、ファシリテーターを配置すること。
- ⑥演習会場は県が確保する。

(2) 実動訓練

- ①実動訓練の実施場所は県が指定する場所とする。
- ②事前演習とは別日に実施する。
- ③仮置場面積は約3,000m²程度とする。
- ④事前演習で作成した仮置場レイアウトに基づき、参加者が仮置場を設置する。
- ⑤グループで搬入役、運営役に分かれ、事前演習で作成した住民用広報資料を活用しながら、搬入役は訓練用廃棄物を積載した車両により搬入し、運営役は受付、誘導や積み降ろし補助など運営対応を行う。
- ⑥運営役、搬入役は交替しながら行うこと。
- ⑦搬入時に起こりうるトラブルを付与し、対処方法を習得できるシナリオとすること。
- ⑧訓練の進行状況、実施意図や課題等について、参加者に分かるよう解説を行いながら進行すること。なお、解説等実動訓練において必要な音響機器は受託者が準備すること。
- ⑨重機を使用し、臨場感のある運営業務として参加者が経験できること。
- ⑩ドローンを使用し、俯瞰的視点から仮置場設置運営の円滑化に向けた考察が行えること。
- ⑪訓練終了後、全体講評、グループ別での振り返り、アンケートの実施により、理解度の向上を図ること。
- ⑫訓練会場の原状回復は受託者の責任で行うこと。

(3) その他

- ①県が指定する期日までに、業務実施計画書を提出し、県の承認を受けること。なお、業務実施にあたっては、「災害廃棄物処理計画」（徳島県）、「一次仮置場設置運営の手引き」（環境省中国四国地方環境事務所）、「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」（環境省）に留意すること。
- ②訓練を円滑に進めるためのコーディネーターを配置すること。
コーディネーターはD. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）に所属する団体又はこれと同等以上の知識及び経験を有する団体から起用することとし、起用に要する経費は受託者が負担すること。
- ③参加者の習熟度を高めるため、演習や訓練には十分な時間を確保すること。
- ④必要な物品、資機材や重機は受託者が準備すること。

- ⑤重機等の調達にあたっては、県及び市町村と災害廃棄物処理に関する協定を締結した団体と協議しながら進めること。
- ⑥実施記録については、写真や動画の撮影、議事録作成等により行うこと。
- ⑦当該業務に必要な帳票、資料、シナリオ等を作成の上、参加者数に応じて印刷等準備すること。なお、内容については、事前に県と協議すること。
- ⑧アンケートは受託者が作成し、集計結果のとりまとめを行うこと。
- ⑨司会等、進行に係る一切の業務を行うこと。
- ⑩荒天等による実動訓練の実施判断は県が行うこととし、受託者と相談の上、延期日決定する。
- ⑪その他、業務目的を達成するため、効果的な業務を行うこと。

5 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

なお、紙媒体は原則として日本工業規格A4版により、電子データは電子媒体（DVD-R等）により納品するものとする。

- （１）事業実施報告書（紙媒体２部、電子データ一式）
- （２）当該業務の遂行過程で作成した資料（電子データ一式）

6 特記事項

- （１）本業務により作成した成果物の著作権、使用权等は全て県に帰属するものとする。
- （２）県と十分協議しながら業務を進めることとし、本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度県と協議すること。
- （３）県の求めに応じて、随時、業務の進捗状況を報告すること。
- （４）受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。

令和 年 月 日

質 問 書

業務名：ワンチーム訓練！災害廃棄物対策広域連携事業委託業務

質問事項

表題	

<提出者>

会 社 名	
部 署	
担当者名	
電話番号	
電子メール	

「ワンチーム訓練！災害廃棄物対策広域連携事業」委託業務 委託契約書

徳島県（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託業務名 「ワンチーム訓練！災害廃棄物対策広域連携事業」委託業務
- （2）委託業務の内容 別添の「ワンチーム訓練！災害廃棄物対策広域連携事業」委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結の日から令和8年3月13日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金〇〇〇円とする（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇円）。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（業務実施計画書）

第7条 乙は、令和〇年〇月〇日までに、甲に業務実施計画書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（委託業務の内容の変更）

第8条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第9条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに甲の指示する様式による委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（検査等）

第10条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(前金払)

第12条 甲は、乙から委託料について前金払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払するものとする。

(再委託等の禁止)

第13条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、甲は乙に契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(危険負担)

第18条 成果物の引渡し完了前に生じた損害は、全て乙の負担とし、甲は乙に対して契約の再履行を要求し、又はこの契約を解除することができる。

(契約不適合責任)

第19条 甲は、委託業務の完了後、成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めて、その契約不適合の補修、代替物の引渡し又は損害の賠償をさせることができる。ただし、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除く。

2 甲は、前項の請求を行うには、契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知しなければならない。

(著作権の帰属等)

第20条 委託業務の過程で生じた全ての著作権（著作権法第17条第1項に規定する著作権をいい、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、甲に帰属する。

2 乙は、甲に対し、委託業務の過程で生じた成果物に関する全ての著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年〇月〇日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報という。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。